

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）その他の関係法令の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲

げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合) 第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約を締結しようとする場合において、当該顧客(当該金融商品取引業者等から上場有価証券等書面の交付を受けたことがある者に限る。)に対し上場有価証券等書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供しているとき(次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該顧客から上場有価証券等書面の交付の請求があつた場合を除く。)</p> <p>イ あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該閲覧に供する方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは上場有価証券等書面を交付する旨の説明が行われていること。</p> <p>〔ロ〇二 略〕</p> <p>六 法第二條第一項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券(新株予約権付社債券を除く。以下この号において同じ。) 。又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの(</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合) 第八十条 〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 〔同上〕</p> <p>イ あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは上場有価証券等書面を交付する旨の説明が行われていること。</p> <p>〔ロ〇二 同上〕</p> <p>六 〔同上〕</p>

償還期限（確定期限に限る。以下この号において同じ。）及び償還金額（確定金額に限る。以下この号において同じ。）の定めがあり、かつ、償還期限の到来時における償還金額の全部又は一部の償還がされない条件が付されていないもの限り、金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。ロ及びニにおいて「債券売買等」という。）に係る金融商品取引契約を締結しようとする場合において、当該顧客（当該金融商品取引業者等から当該金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約に係る契約締結前交付書面の交付を受けたことがある者に限る。）に対し契約締結前交付書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供しているとき（次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があった場合を除く。）。

イ あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該閲覧に供する方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨の説明が行われていること。

〔ロ〕ニ 略〕

七|| 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第三十七條の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（第四号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）に

イ あらかじめ、当該顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、当該事項を当該方法により提供する旨及び当該顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨の説明が行われていること。

〔ロ〕ニ 同上〕

〔号を加える。〕

ついで当該顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（上場有価証券等売買等に係る金融商品取引契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は上場有価証券等書面、第四号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第六項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所の前条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第五十六条第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）
、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

八
「略」

七
「同上」

2 法第三十四条の二第四項、令第十五条の二十二並びに第五十六条及び第五十七条の規定は前項第一号の規定による上場有価証券等書面の交付及び同項第四号ロの規定による契約変更書面の交付について、法第二十七条の三十の九第一項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第二十三条の二、外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第十八条の二及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十二条の二の規定は前項第三号の規定による同号に規定する書面の交付について、それぞれ準用する。

〔3〕5 略〕

6|| 第一項第七号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項（第一項第四号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち金融商品取引契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

2 法第三十四条の二第四項及び令第十五条の二十二の規定並びに第五十六条の規定は、前項第一号の規定による上場有価証券等書面の交付、同項第三号の規定による書面の交付及び同項第四号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3〕5 同上〕

〔項を加える。〕

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条 「略」

〔257 略〕

8 法第三十四条の二第四項、令第十五条の二十二並びに第五十六条及び第五十七条の規定は、第一項第六号の規定による書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第一百十七条 法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕二十四の五 略〕

二十五 顧客(特定投資家を除く。)に対して、有価証券に係る次に掲げる書類(第二百七十五条第一項第十六号において「外国会社届出書等」という。)が英語により記載される旨の説明を行わず、又はその旨を記載した文書の交付(当該文書に記載すべき事項を第八十条第一項第五号又は第六号に規定する閲覧に供する方法に準じて提供することを含む。以下この号及び第二百七十五条第一項第十六号において同じ。)をしないで法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為(当該有価証券の買付け、当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理及び取引所金融商品市場又は外国金融商品市場における当該有価証券の売付けに係る委託の媒介、取次ぎ又は代理を除く。)及び同項第九号に掲げる行為

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条 「同上」

〔257 同上〕

8 法第三十四条の二第四項及び令第十五条の二十二の規定並びに第五十六条の規定は、第一項第六号の規定による書面の交付について準用する。

(禁止行為)

第一百十七条 「同上」

〔一〕二十四の五 同上〕

二十五 「同上」

を行うこと（当該行為の日前一年以内に当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合又は金融商品仲介業務の委託を行う登録金融機関若しくは金融商品仲介業者が当該顧客に当該説明を行い、かつ、当該文書の交付をした場合を除く。）。

「イ」ニ 略

ホ 企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十八号の四に規定する外国会社確認書

「ヘ」リ 略

「二十六」五十五 略

「二」五 略

(定義)

第二百九十五条 略

2 略

3 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 資産証券化商品 法第二条第一項に規定する有価証券（同項第

一号、第二号、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十号、第十七号（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号又は第十六号に掲げる証券又は証券の性質を有するものに限る。

以下この号において同じ。）第十九号、第二十号（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十六号、第十七号又は第十九号に掲げる証券又は証券に係る権利を表示

「イ」ニ 同上

ホ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第一条第十八号の四に規定する外国会社確認書

「ヘ」リ 同上

「二十六」五十五 同上

「二」五 同上

(定義)

第二百九十五条 同上

2 同上

3 同上

一 同上

するものに限る。)及び第二十一号に掲げる有価証券(以下この号において「除外有価証券」という。)を除き、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利(除外有価証券に係るものと同項第三号から第六号までに掲げる権利を除く。)を含む。第三百七条第三項において同じ。)又は資金の貸付けに係る債権であって、次のイからホまでに掲げる要件のいずれかを満たすもの(次のへからチまでに掲げる要件のいずれかを満たすものを除く。)をいう。

イ 次に掲げる要件を全て満たすもの

〔(1)・(2) 略〕

ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

(1) 信託法第三条第一号又は第三号に掲げる方法(外国の法令に基づく方法であって、これらの方法に類するものを含む。(2)及びニ(1)において同じ。)により原資産の信託がなされ、当該原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭をもって、当該信託に係る信託受益証券等(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条第四号に規定する信託受益証券、同条第四号の二に規定する信託社債券、同条第四号の四に規定する外国貸付債権信託受益証券並びに法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利をいう。以下ロ及びニ(2)において同じ。)又は当該信託に係る資金の借入れ(当該信託受益証券等又は当該資金の借換えのために発行される信託受益証券等又は当該借換えのために行われる借入れを

イ 次に掲げる要件をすべて満たすもの

〔(1)・(2) 同上〕

ロ 「同上」

(1) 信託法第三条第一号又は第三号に掲げる方法(外国の法令に基づく方法であって、これらの方法に類するものを含む。(2)及びニ(1)において同じ。)により原資産の信託がなされ、当該原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭をもって、当該信託に係る信託受益証券等(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十二号)第一条第四号に規定する信託受益証券、同条第四号の二に規定する信託社債券、同条第四号の四に規定する外国貸付債権信託受益証券並びに法第二条第二項第一号及び第二号に掲げる権利をいう。以下ロ及びニ(2)において同じ。)又は当該信託に係る資金の借入れ(当該信託受益証券等又は当該資金の借換えのために発行される信託受益証券等又は当該

<p>含む。)に係る債務の履行が行われること。</p> <p>(2) 「略」</p> <p>ハ 次に掲げる要件を全て満たすもの 〔1〕・〔2〕 略</p> <p>ニ 次に掲げる要件を全て満たすもの 〔1〕・〔2〕 略</p> <p>〔ホ〕チ 略</p> <p>〔二〕十 略</p>	<p>借換えのために行われる借入れを含む。)に係る債務の履行が行われること。</p> <p>(2) 「同上」</p> <p>ハ 次に掲げる要件をすべて満たすもの 〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>ニ 次に掲げる要件をすべて満たすもの 〔1〕・〔2〕 同上</p> <p>〔ホ〕チ 同上</p> <p>〔二〕十 同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第二百三十条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し同法第二条第十項に規定する目論見書（前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項の全てが記載されているものに限る。）を交付している場合（目論見書に当該事項の全てが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。</p> <p>2 金融商品取引法第二十七条の三十の九第一項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第三十二条の二の規定は、前項の規定による同項に規定する書面の交付について準用する。</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第二百三十条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し同法第二条第十項に規定する目論見書（前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合（目論見書に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。</p> <p>2 金融商品取引法第三十四条の二第四項、金融商品取引法施行令第十五条の二十二及び金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。</p>

(資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正)

第三条 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令(平成十二年総理府令第三百三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第十一条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し、金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書(前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項の全てが記載されているものに限る。)を交付している場合(目論見書に当該事項の全てが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。</p> <p>2 金融商品取引法第二十七条の三十の九第一項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第三十二条の二の規定は、前項の規定による同項に規定する書面の交付について準用する。</p> <p>(情報通信の技術を利用した提供)</p> <p>第十四条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十六条の規定は、準用金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第十一条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し、金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書(前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。)を交付している場合(目論見書に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。</p> <p>2 金融商品取引法第三十四条の二第四項、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の二十二及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十六条の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。</p> <p>(情報通信の技術を利用した提供)</p> <p>第十四条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条の規定は、準用金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。</p>

(電磁的方法の種類及び内容)

第十五条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十七条の規定は、
令第四十八条において金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の二十二の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的方法の種類及び内容)

第十五条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十七条の規定は、
令第四十八条において金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定を準用する場合について準用する。

（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第四条 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年

総理府令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第十一条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し、金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書(前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項の全てが記載されているものに限る。)を交付している場合(目論見書に当該事項の全てが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項の全てが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。</p> <p>2 金融商品取引法第二十七条の三十の九第一項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第二十二号)第三十二条の二の規定は、前項の規定による同項に規定する書面の交付について準用する。</p> <p>(情報通信の技術を利用して提供する方法)</p> <p>第十四条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十六条の規定は、準用金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第十一条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し、金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書(前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。)を交付している場合(目論見書に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。</p> <p>2 金融商品取引法第三十四条の二第四項、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の二十二及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十六条の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。</p> <p>(情報通信の技術を利用して提供する方法)</p> <p>第十四条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条の規定は、準用金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。</p>

(電磁的方法の種類及び内容)

第十五条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十七条の規定は、
令第四十八条において金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の二十二の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的方法の種類及び内容)

第十五条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十七条の規定は、
令第四十八条において金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定を準用する場合について準用する。

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第五条 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家の数)</p> <p>第十五条の四 令第三条の六第六項第一号及び第四条の十一第五項第一号に規定する特定投資家の数は、次の各号に掲げる者の数を合計した数とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された法第二条第三十一項第四号に掲げる者(当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約(法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。次号、第二十三条の二第一項第二号及び第四項第一号において同じ。)に関し、法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発行者が知っている者を除く。)の数</p> <p>三 「略」</p> <p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者</p>	<p>(有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家の数)</p> <p>第十五条の四 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された法第二条第三十一項第四号に掲げる者(当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業者等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取引契約(法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。次号において同じ。)に関し、法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発行者が知っている者を除く。)の数</p> <p>三 「同上」</p> <p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第二十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者</p>

(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。

一 目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供することについて、電磁的方法又は電話その他の方法により目論見書被提供者から同意を得ている場合

二 目論見書提供者が、目論見書被提供者に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項(金融商品取引業等に関する内閣府令第八十条第一項第四号口に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。)について当該目論見書被提供者の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該目論見書被提供者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合(当該目論見書被提供者から目論見書を書面により交付するよう請求があつた場合を除く。)

2 「略」
3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

三 前項第一号二に掲げる方法(第一項第二号に掲げる場合に該当

【一・二 略】

(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

2 「同上」
3 「同上」

三 前項第一号二に掲げる方法にあつては、目論見書被提供者が関

【一・二 同上】

することにより目論見書に記載された事項を当該方法により提供する場合を除く。)にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意(第一項第一号に規定する方法による同意をいう。)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔1〕・〔2〕 略

ロ 〔略〕

五 〔略〕

4|| 第一項第二号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、これらの事項について説明をすること(第

覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 〔同上〕

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意(第一項に規定する方法による同意をいう。)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔1〕・〔2〕 同上

ロ 〔同上〕

五 〔同上〕

〔項を加える。〕

<p>一号の質問例に基づく目論見書被提供者の質問に対して回答をすることを含む。)をいう。</p> <p>一 法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項（金融商品取引業等に関する内閣府令第八十条第一項第四号に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち金融商品取引契約の締結についての目論見書被提供者の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例</p> <p>二 目論見書に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨</p> <p>三 目論見書被提供者から目論見書を書面により交付するよう請求があるときは目論見書を交付する旨</p> <p>7 第一項第一号の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同号の規定による同意をした場合は、この限りでない。</p>	<p>4・5 「同上」</p> <p>6 第一項の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第六条 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十七年大蔵省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供することについて、電磁的方法又は電話その他の方法により目論見書被提供者から同意を得ている場合</p> <p>二 目論見書提供者が、目論見書被提供者に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第八十条第一項第四号に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。)について当該目論見書被提供者の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約(法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。第四項第一</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十八条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、目論見書の交付を受けべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

号において同じ。)を締結する目的に照らして当該目論見書被提供者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合(当該目論見書被提供者から目論見書を書面により交付するよう請求があつた場合を除く。)

2

〔略〕

3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 前項第一号ニに掲げる方法(第一項第二号に掲げる場合に該当することにより目論見書に記載された事項を当該方法により提供する場合を除く。)にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意(第一項第一号に規定する方法による同意をいう。を)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方

2

〔同上〕

3

〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 〔同上〕

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。)次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意(第一項に規定する方法による同意をいう。を)を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法によ

法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔1〕・〔2〕 略

ロ 〔略〕

五 〔略〕

4|| 第一項第二号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく目論見書被提供者の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項（金融商品取引業等に関する内閣府令第八十条第一項第四号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち金融商品取引契約の締結についての目論見書被提供者の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例

二 目論見書に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 目論見書被提供者から目論見書を書面により交付するよう請求があるときは目論見書を交付する旨

5・6 〔略〕

7|| 第一項第一号の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的

り交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔1〕・〔2〕 同上

ロ 〔同上〕

五 〔同上〕

〔項を加える。〕

4・5 〔同上〕

6|| 第一項の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法に

<p>方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同号の規定による同意をした場合は、この限りでない。</p>	<p>よる提供を受けない旨の申出があつたときは、当該目論見書被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第七条 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の二 特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第六項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供することについて、電磁的方法又は電話その他の方法により目論見書被提供者から同意を得ている場合</p> <p>二 目論見書提供者が、目論見書被提供者に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項(金融商品取引業等に関する内閣府令第八十条第一項第四号口に規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。)について当該目論見書被提供者の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約(法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。第四項第一号において同じ。)を締結する目的</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の二 特定有価証券に係る法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同項に規定する目論見書(以下この条において単に「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者(以下この条において「目論見書提供者」という。)において、第五項で定めるところにより、あらかじめ、当該目論見書の交付を受けるべき者(以下この条において「目論見書被提供者」という。)に対し、次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、電磁的方法又は電話その他の方法により同意を得ている場合とする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>

に照らして当該目論見書被提供者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該目論見書被提供者から目論見書を書面により交付するよう請求があった場合を除く。）

2
〔略〕

3 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

〔一・二 略〕

三 前項第一号二に掲げる方法（第一項第二号に掲げる場合に該当することにより目論見書に記載された事項を当該方法により提供する場合を除く。）にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項第一号に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該記載事

2
〔同上〕

3
〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前項第一号二に掲げる方法にあつては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

四 〔同上〕

イ 当該目論見書の提供があつた時から五年間（当該期間が終了する日までの間に当該目論見書の記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間。ロにおいて同じ。）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被提供者の同意（第一項に規定する方法による同意をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により交付する場合又は目論見書被提供者による当該

項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔1・2〕略

ロ 〔略〕

五 〔略〕

4|| 第一項第二号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく目論見書被提供者の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項（金融商品取引業等に関する内閣府令第八十条第一項第四号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち金融商品取引契約の締結についての目論見書被提供者の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 目論見書に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 目論見書被提供者から目論見書を書面により交付するよう請求があるときは目論見書を交付する旨

5・6 || 〔略〕

7|| 第一項第一号の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該目論見書

記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

〔1・2〕同上

ロ 〔同上〕

五 〔同上〕

〔項を加える。〕

4・5 || 〔同上〕

6|| 第一項の規定による同意を得た目論見書提供者は、当該目論見書被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該目論見書被提供

被提供者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同号の規定による同意をした場合は、この限りでない。

者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限りでない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第八条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)</p> <p>第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二(第一項第二号及び第四項を除く。以下この項において同じ。)の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同令第二十三条の二中「目論見書」とあるのは、「公開買付説明書」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者に対しては、第二十四条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法により提供することができる。</p>	<p>(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)</p> <p>第三十三条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同令第二十三条の二中「目論見書」とあるのは、「公開買付説明書」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならない公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項の同意をしている者に対しては、第二十四条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によること</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第九条 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の

一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)</p> <p>第二十五条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二(第一項第二号及び第四項を除く。以下この項において同じ。)の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同令第二十三条の二中「目論見書」とあるのは、「公開買付説明書」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項第一号の同意をしている者に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。</p> <p>(公開買付届出書の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法に係る発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関</p>	<p>(公開買付説明書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る企業内容等の開示に関する内閣府令の準用等)</p> <p>第二十五条の二 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第二十三条の二の規定は、法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、同令第二十三条の二中「目論見書」とあるのは、「公開買付説明書」と読み替えるものとする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の九第三項の規定により既に公開買付説明書を交付している者に対し訂正をした公開買付説明書を交付しなければならぬ公開買付者は、当該訂正の範囲が小範囲に止まる場合において、第一項において準用する企業内容等の開示に関する内閣府令第二十三条の二第一項の同意をしている者に対しては、第十五条第五項に規定する書面を交付する方法に代えて、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を電磁的方法により提供する方法によることができる。</p> <p>(公開買付届出書の写しの送付についての情報通信の技術を利用する方法に係る発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関</p>

<p>する内閣府令の準用)</p> <p>第二十五条の三 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に 関する内閣府令第三十三条の三の規定は、法第二十七条の三十の十 一第二項の規定による公開買付届出書に記載すべき事項の提供につ いて準用する。</p>	<p>する内閣府令の準用)</p> <p>第二十五条の三 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に 関する内閣府令(平成二年大蔵省令第三十八号)第三十三条の三の 規定は、法第二十七条の三十の十一第二項の規定による公開買付届 出書に記載すべき事項の提供について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(銀行法施行規則の一部改正)

第十条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。</p> <p>イ 〔略〕</p> <p>ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(第五号及び次項並びに第十四条の十一の三十の二第二号ハにおいて「契約変更書面」という。)を交付しているとき。</p> <p>四 〔略〕</p> <p>五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。)について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結す</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第十四条の十一の二十五 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(次項及び第十四条の十一の三十の二第二号ハにおいて「契約変更書面」という。)を交付しているとき。</p> <p>四 〔同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

る目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号口に規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に第十四条の十一の二十三に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第十四条の十一の八第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）
、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二

法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二

第四項及び令第四条の三の規定並びに第十四条の十一の八及び第十四条の十一の九の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

5|| 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第十四条の十一の八第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十九 「略」

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四条の三の規定並びに第十四条の十一の八及び第十

第四項及び令第四条の三の規定並びに第十四条の十一の八の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

〔項を加える。〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十九 「同上」

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四条の三の規定並びに第十四条の十一の八の規定は

四条の十一の九の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

（契約締結前交付書面の記載方法）

第三十四条の二の二十三 契約締結前交付書面には、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

〔2・3 略〕

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の二の二十五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の二の二十七第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第三十四条の二の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の二の三十の二までにおいて「外貨預金等書

、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

（契約締結前交付書面の記載方法）

第三十四条の二の二十三 契約締結前交付書面には、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

〔2・3 同上〕

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第三十四条の二の二十五 〔同上〕

一 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号までに並びに第三十四条の二の二十七第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第三十四条の二の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下この条から第三十四条の二の三十の二までにおいて「外貨預金等書面」という。

面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 「略」

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 「略」

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(以下この条から第三十四条の二の三十の二までにおいて「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

四

当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(前号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。)について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合(当該顧客に対し契約締結前交付書面(外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、前号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。)に記

)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二 「同上」

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(以下第三十四条の二の三十の二までにおいて「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

「号を加える。」

載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見やすい箇所第三十四条の二の二十三に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第三十四条の二の八第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

〔2〕4 略〕

5〕 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第三十四条の二の八第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項(第一項第三号口に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。)のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

- 二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨
- 三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の二の二十九 「略」

- 2 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第三号口の規定による書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一・二 略〕

- 三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合においては、次に掲げるとき。

イ 「略」

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の二の二十九 「同上」

- 2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第三号口の規定による書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の五十三の十 「同上」

〔一・二 同上〕

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（第五号及び次項並びに第三十四条の五十三の十七の二第二号）において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 「略」

五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）

）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見や

ロ 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次項及び第三十四条の五十三の十七の二第二号において「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

四 「同上」

「号を加える。」

すい箇所に第三十四条の五十三の八に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第三十四条の五十三の十三第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができ的状态に置く措置がとられていること。

〔2〕4 略〕

5|| 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第三十四条の五十三の十三第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

〔2〕4 同上〕

〔項を加える。〕

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

備考 表中の「」の記載は注記である。

(長期信用銀行法施行規則の一部改正)

第十一条 長期信用銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第二十六条の二の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（前号口に規定する場合は、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあっては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、前号口に規定する場合は契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）</p> <p>イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第二十六条の二の二十三 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に第二十六条の二の二十一に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第二十六条の二の六第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第六条の六の規定並びに第二十六条の二の六及び第二十六条の二の七の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

5|| 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第二十六条の二の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合に

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第六条の六の規定並びに第二十六条の二の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

〔項を加える。〕

<p>あつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例</p> <p>二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨</p> <p>三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨</p> <p>(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第二十六条の二の二十七 「略」</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第六条の六の規定並びに第二十六条の二の六及び第二十六条の二の七の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。</p> <p>〔3・4 略〕</p>	<p>(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第二十六条の二の二十七 「同上」</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第六条の六の規定並びに第二十六条の二の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。</p> <p>〔3・4 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第十二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第七十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。)について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合(当該顧客に対し契約締結前交付書面(外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。)に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。)</p> <p>イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見や</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第七十条の二十三 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

すい箇所)に第七十條の二十一に規定する方法に準じて表示されるようにしていること(当該閲覧に供する方法が第七十條の六第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。)

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができ的状态に置く措置がとられていること。

2 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項及び令第十四條の規定並びに第七十條の六及び第七十條の七の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

5|| 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第七十條の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること(第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。)をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項(第一項第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。)のうち特定預金等契

2 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項及び令第十四條の規定並びに第七十條の六の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

〔項を加える。〕

<p>約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例</p> <p>二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨</p> <p>三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨</p> <p>(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第一百七十条の二十七 「略」</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十四条の規定並びに第一百七十条の六及び第一百七十条の七の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。</p> <p>〔3・4 略〕</p>	<p>(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第一百七十条の二十七 「同上」</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十四条の規定並びに第一百七十条の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。</p> <p>〔3・4 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第十三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第一百条の五十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。)について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合(当該顧客に対し契約締結前交付書面(外貨預金等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。)に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。)</p> <p>イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見や</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第一百条の五十六 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

すい箇所に第百十條の五十四に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第百十條の三十九第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができ的状态に置く措置がとられていること。

2 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項及び令第五條の十三の規定並びに第百十條の三十九及び第百十條の四十の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

5 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第百十條の三十九第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に對して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七條の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契

2 準用金融商品取引法第三十四條の二第四項及び令第五條の七の規定並びに第百十條の三十九の規定は、前項第一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

〔項を加える。〕

<p>約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例</p> <p>二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨</p> <p>三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨</p> <p>(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第百十条の六十 「略」</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の十三の規定並びに第百十条の三十九及び第百十条の四十の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。</p> <p>〔3・4 略〕</p>	<p>(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第百十条の六十 「同上」</p> <p>2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の七の規定並びに第百十条の三十九の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。</p> <p>〔3・4 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(信託業法施行規則の一部改正)

第十四条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第三十条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（第三号口に規定する場合は、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（第三号口に規定する場合は、契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第四項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所以前条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第三十条の六第二項第一号</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第三十条の二十二 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

に掲げる基準に適合するものである場合を除く。)

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があったときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の三の規定並びに第三十条の六及び第三十条の七の規定は、前項第二号の規定による同号に規定する書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 「略」

4 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第三十条の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること(第一号の質問例に基づき顧客の質問に対して回答をすることを含む。)をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第二号から第四号まで及び第六号を除く。)に掲げる事項(第一項第三号ロに規定する場合にあっては、同号の変更に係るものに限る。)のうち特定信託契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の三の規定並びに第三十条の六の規定は、前項第二号の規定による書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 「同上」

「項を加える。」

要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨
三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正)

第十五条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第三十一条の二十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（第三号口に規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（第三号口に規定する場合にあつては、契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第四項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）</p> <p>イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見や</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第三十一条の二十一 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

すい箇所の前条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第三十一条の五第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができ的状态に置く措置がとられていること。

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十一条の二の規定並びに第三十一条の五及び第三十一条の六の規定は、前項第二号の規定による同号に規定する書面の交付及び同項第三号口の規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 「略」

4 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第三十一条の五第一項各号掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号口に規定する場合にあつては、同号の変更

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十一条の二の規定並びに第三十一条の五の規定は、前項第二号の規定による書面の交付及び同項第三号口の規定による契約変更書面の交付について準用する。

3 「同上」

「項を加える。」

<p>に係るものに限る。)のうち特定信託契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例</p> <p>二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨</p> <p>三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨</p>	
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(保険業法施行規則の一部改正)

第十六条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第五十二条の十三の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 既に成立している特定信託契約の一部の変更をすることを内容とする特定信託契約を締結しようとする場合においては、次に掲げるとき。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次号及び次項並びに第五十二条の十三の二十四第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。</p> <p>四 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し</p>	<p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)</p> <p>第五十二条の十三の二十二 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 当該変更に伴い既に成立している特定信託契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面（次号及び第五十二条の十三の二十四第二号ハにおいて「契約変更書面」という。）を交付しているとき。</p> <p>「号を加える。」</p>

契約締結前交付書面（第三号ロに規定する場合にあつては、契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第三項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。）

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとって見やすい箇所に前条に規定する方法に準じて表示されるようにしていること（当該閲覧に供する方法が第五十二条の十三の六第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十三条の五の三の規定並びに第五十二条の十三の六及び第五十二条の十三の七の規定は、前項第二号の規定による同号に規定する書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

3|| 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第五

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十三条の五の三の規定並びに第五十二条の十三の六の規定は、前項第二号の規定による書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付について準用する。

「項を加える。」

十二条の十三の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号から第四号まで及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定信託契約の締結についての顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第二百三十四条の二十二 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六及び第二百三十四条の七の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第二百三十四条の二十六 「略」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六及び第二百三十四条の七の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第二百三十四条の二十二 「同上」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第二百三十四条の二十六 「同上」

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第四十四条の三の規定並びに第二百三十四条の六の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。